

(写)

## 静岡県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

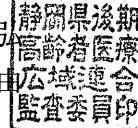
地方自治法第199条第9項の規定に基づき、平成22年度静岡県後期高齢者医療広域連合定期監査結果を次のとおり公表する。

平成22年12月22日

静岡県後期高齢者医療広域連合

監査委員 山本 倫弘

監査委員 土屋 源由



### 1 監査の種別

定期監査

### 2 監査の期間

平成22年10月8日から平成22年10月27日まで

### 3 監査の対象

平成22年度（平成22年4月1日から平成22年8月31日まで）における財務事務

### 4 監査の方法

対象とした事務について、次の項目を重点として、法令等にそって正確かつ適正に執行されているかという観点に加え、経済性、効率性、有効性の観点ももって、毎月実施している現金出納検査の結果を参考に、広域連合長から提出された監査資料と関係書類及び諸帳簿類を照合するとともに、必要に応じて関係職員からの聴取りを実施した。

#### 【重点項目】

- (1) 支出事務の執行について
- (2) 契約事務の執行について

### 5 監査の結果

監査の対象とした事務について、計数は正確であり、重点項目とした支出、契約をはじめ収入、財産管理に係る事務の執行については、おおむね正確、適正に、経済性、効率性、有効性に配慮して執行されていると認められる。

なお、一部の事務執行にあたって留意すべき点で軽微な事項について、監査の過程において口頭で指導した。